

令和7年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和7年8月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)		
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	○ 12番 濱崎 稔
㊗ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
㊗ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数 17名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	○ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 覚二
		○ 小林 重喜
		○ 長谷川 壽幸
		○ 高田 良彦
		○ 渡口 学
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 樫山 まちこ	次長 田畑 徹二	係長 桃田 忠邦
主事補 川崎 涼	分室長 出口 義之	参事 吉田 倉也
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
6番 大石 恵子	7番 武部 利弘	

### 【事務局長】

皆様、こんにちは。ただ今から令和7年8月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、農業委員13番 久保委員 16番 金子委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

暑い日が続いておりますが、この大変暑い中に委員の皆様には農地パトロールにご参加いただきまして有難うございます。前半の4地区が終了いたしまして、後半4地区まだ残っておりますので今後ともよろしく願いいたします。今年度の農地パトロールでは、松浦高校の生徒によりまずDXハイスクール事業の一環としまして、パトロールをドローンで撮影していただくという取り組みを実施いたしまして、事前にご連絡ができなくて委員の皆様にはご協力いただきました事を誠に有難うございました。後程、撮影いたしました画像等をご覧いただき、今後ともこの取り組みが生かされて委員の皆様の方力の削減とか時間短縮に役立てていければと思っておりますのでよろしく願いいたします。瀬川委員からお願いいたします。

(瀬川委員：香典に対するお礼)

それでは会長のご挨拶を頂きまして、8月の総会に入りたいと思います。

### 【会長】

改めまして皆様こんにちは。8月の下旬を迎えました。日あしが少しずつ短くなり、夜には虫の音が聞こえ、ちょっぴり秋の気配を感じます。一方、日中は燃えるような暑さと蝉時雨が続いています。委員の皆さんには暑さに耐えながらの日々のお仕事、大変かと存じます。8月18日から9月3日までの農地パトロールでもご協力頂いておりますことに心より感謝申し上げます。今年は3地区で松浦高校の生徒と教頭先生にドローンで上空から撮影をしてもらいました。御厨地区では長崎新聞の取材を受けております。さて、農業委員・推進委員の重要な仕事として、担当地区での農地の見回りや農地の出し手・受け手の意向の把握などの最適化活動があります。私は担当地区を車や徒歩で周る時に、できるだけ農業者の方々と会話を行うよう心掛け、帰宅後は会話の内容を活動記録簿に記入するよう努めています。先日は黄色い三角旗を取る付けたシニアカーで田んぼに来られた78歳の女性農業者の方と話をしました。その方は二日後に会社員の息子さんと一緒に早期米の稲刈りをするので、その前に除草作業に来たと話されました。稲の根元付近に生えたひえを鎌で刈り取るそうで、作業が大変ということでした。ところで、皆さんご存じのことと思いますが、昔、隠元という和尚さんがいました。江戸時代の初めの頃、隠元豆を日本に伝えた中国人の僧侶です。この隠元の教えに「種を播く前に土を耕せ、土を耕す前に雑草を取れ」という言葉があります。物事を成し遂げるには下準備が大切で、計画的に行うことが大切だということを表しています。先ほどお話しした女性農業者の方は、正にこのことを実践されているのではないのでしょうか。結びになりましたが、お仕事をされながら、そして暑い中での農業委員・推進委員としての活動は、皆さんご苦勞が多いことと拝察申し上げます。くれぐれも熱中症に注意していただきますと共に最適化活動や、一月10日が目標である活動記録簿の記入で下準備や計画性の大切さを意識しながらお努め頂ければ幸いです。それでは、本日の総会よろしく願いいたします。

### 【議長】

それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員6番、大石委員、同じく7番、武部委員にお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

### 【事務局】

それでは報告事項に入ります。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)でございます。

議案書の1ページをご覧ください。1件ございます。貸人、佐世保市梅田町

■■■■の■■■■氏と借人、御厨町普住免■■■■番地の■■■■氏の契約については、農業経営基盤強化促進法による相対契約となっており、農地の表示は御厨町西田免字太田■■■■から太田■■■■までの田、計4筆、合計面積は2201㎡です。契約期間は令和4年6月20日から令和9年6月19日までの5年契約となっておりました。この度、借人である■■■■氏の都合（耕作条件が悪いため）により解約となったものです。

次に農地法第3条の3の規程による届出（相続）でございます。3件ございます。1件目です。被相続人は志佐町白浜免■■■■番地の■■■■氏、相続人は志佐町白浜免■■■■番地の■■■■氏です。農地の表示は星鹿町岳崎免字大堂■■■■番から志佐町白浜免字草萩田■■■■までの田2筆、畑7筆の計9筆、合計面積4740㎡です。被相続人の■■■■氏は平成25年11月11日に亡くなられてまして、相続人の■■■■氏から令和7年7月15日に相続登記が完了したということで、令和7年7月23日に届出があり、同日受付をしております。

2件目です。被相続人は福岡県みやま市瀬高町下庄■■■■の■■■■氏、相続人は福岡県みやま市瀬高町下庄■■■■の■■■■氏です。農地の表示は鷹島町三里免字淀畑■■■■番の畑1筆、面積は695㎡です。被相続人の■■■■氏は令和7年4月18日に亡くなられてまして、相続人の■■■■氏から令和7年7月17日に相続登記が完了したということで、令和7年7月29日に届出があり、令和7年8月1日に受付をしております。3件目です。被相続人は鷹島町阿翁浦免■■■■番地の■■■■氏、相続人は埼玉県久喜市古久喜■■■■の■■■■氏です。農地の表示は鷹島町阿翁浦免字障子輪■■■■番から字清水■■■■までの畑3筆、合計面積1425㎡です。被相続人の■■■■氏は令和4年3月23日に亡くなられてまして、相続人の■■■■氏から令和7年2月17日に相続登記が完了したということで、令和7年8月6日に届出があり、令和7年8月7日に受付をしております。

最後に提案事件の集計表でございます。議案書は2ページをご覧ください。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法関係で、農地法第51条の規定による違反転用案件が1件、証明関係で非農地証明書願が1件、承認関係で、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が25件、荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてが3件ございます。私からの説明は以上でございます。

#### 【議 長】

事務局の説明が終わりました。各委員さんから只今の報告について何かございますでしょうか。

はい、それでは付議事項に入ります。3ページ議案第37号違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

#### 【事務局】

議案第37号違反転用事案報告について説明します。議事に入る前に違反転用の対応について簡単に説明いたします。本日お配りした資料1、違反転用への対応についてをご覧ください。まず違反転用を確認した場合、県へ報告します。そこで簡易手続き相当、具体的には追認案件と判断された場合は転用申請の手続きを行います。この案件は現時点で追認とは認められず、詳細な調査が必要と判断されましたので、④の総会に報告、違反転用事案を県へ提出するものです。その後⑤⑥と県と農業委員会との協議により対応方針が決定されることとなります。

それでは報告事項についてご説明いたします。関係する位置図等について63ページから65ページに添付しておりますのでご覧ください。またスライドを準備しておりますので議案の説明後にご覧いただけます。土地の所在地は志佐町白浜免字上ノ窪■■■■、畑387㎡です。所有者は志佐町白浜免■■■■番地、■■■■氏で、転用者は志佐町白浜免■■■■番地、株式会社■■■■、代表取締役、■■■■氏です。違反転用の内容は、既存の駐車スペースとして利用していた場所が市道の拡幅により使用不可となったため代替地が必要となり、このため令和元年1月頃、土地の所有

者に連絡をとり、該当地を駐車場としてお借りできないか相談し、承諾を得て令和元年3月頃から農地転用の許可を受けずに駐車場として利用しています。現在は農地を碎石と一部をコンクリートで舗装し駐車場として利用しています。今回、報告書を提出するにあたり農業委員会としての意見を付すこととなりますが、現地調査及び本人からの聞き取り調査の結果から①違反転用地の立地基準の判断では第2種農地に区分されること、②違反転用地は や道に囲まれて直接接する農地がなく土地の整備後周辺の営農に支障が生じておらず今後も影響がないものと見込まれること、③碎石舗装と一部をコンクリートで固めているため原状回復が困難であること、④当初より転用申請が行われていれば許可相当であったことが見込まれること、以上4点の理由によって当農業委員会としては、追認申請相当との意見を付して県へ提出したいと考えております。以上、ご審議をお願いいたします。

(スライド投影により事務局説明)

**【議 長】**

事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員14番、太田委員をお願いします。

**【太田委員】**

農業委員14番の太田です。20日の日に事務局と久保委員と一緒に行きまして現地を確認しました。只今、事務局の説明のとおりであって、令和元年度より駐車場として使われているということで、その後の違反転用にかかるということで、今後の申請をやっていっていいものと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

**【議 長】**

ありがとうございました。続きまして地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、推進委員7番、山口委員をお願いします。

**【山口委員】**

推進委員7番、山口です。只今、事務局から説明があったとおりです。所有者の■■■さんは令和元年から農地転用の許可があることを知らず駐車場として貸している農地です。■■■さんは独り暮らしで後継者もいません。周辺は宅地で農地はありませんので非農地が妥当だと考えますので審議のほどよろしく申し上げます。

**【議 長】**

ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無ければ議案第37号違反転用事案報告については、追認相当であるとの意見を付し県へ報告いたします。続きまして4ページ、議案第38号非農地証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第38号非農地証明について、まず現況が非農地化し、かつ一定の条件に適合する土地については、農業委員会が農地法の適用対象外であることを証明する非農地証明書を交付する事が出来るとされています。交付の基準は3つあり、農地法が施行された昭和27年10月20日以前から非

農地であった場合、災害により農地への復旧が困難な場合、公共事業等によって残地となった場合です。本案件は昭和27年10月20日の農地法の施行以前から非農地であったということで提出されたものです。位置図と字図を66ページから68ページに添付しております。申出人は志佐町笛吹免番地、氏です。申請地は志佐町笛吹免字瀬道田、田66㎡、志佐町笛吹免字瀬道田、田218㎡です。申請地の状況はスライドをご覧ください。すみません、最後にスライドを見たいと思います。現地調査は8月20日に行いました。非農地となった経緯ですが、昭和26年月日不詳頃に申出人の父が昭和26年頃から宅地として利用していて現在に至っているとのことです。非農地証明の要件確認ですが、申請者には近隣にお住いの昭和28年生まれの氏から昭和26年頃から建物が建っていたとの確認書が添付されておりますので、交付の基準により申出のとおり非農地証明を交付して差し支えないものと考えます。以上、ご審議をお願いします。

**【議 長】**

事務局からの説明が終わりました。事件番号1について、現地を確認された委員さんのご意見ををお願いします。農業委員14番、太田委員をお願いします。

**【太田委員】**

農業委員14番の太田です。この件につきましても20日の日に笛吹の方に現地確認に参りまして宅地の現状を確認しました。事務局から説明があったとおりで昭和26年には宅地として造成していたということであります。その分の登録がなかったということで、今後非農地の証明を出すということでご審議をお願いします。以上です。

**【議 長】**

ありがとうございました。地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、農業委員8番、崎村委員をお願いします。

**【崎村委員】**

農業委員8番の崎村です。事務局からの説明のとおりで、私が生まれる前からあって、だいぶ前からこの家は建っていましたので、お家が建ってあることは間違いありませんので、100歳を超えられるお爺ちゃんに聞いてもそこは家だったということでしたので、非農地で間違いなくできると思います。

**【議 長】**

ありがとうございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。それでは、スライドで確認したいと思います。

(スライド投影により事務局説明)

それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。  
無ければ議案第38号非農地証明願いについては、証明書を交付することといたします。  
続きまして議案第39号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請を議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

### 【事務局】

議案第39号農用地利用集積等促進計画(一括方式)の要請についてご説明いたします。議案書は5ページから61ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものです。内訳といたしましてはAtoBが8件、AtoAが178件の件の全部で25件の計画となっておりますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきましてご審議よろしくをお願いいたします。

### 【議長】

それではしばらく時間をとりますので、61ページまでの資料をご確認ください。

はい、それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第39号農用地利用集積等促進計画(一括方式)については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。

続きまして62ページ、議案第40号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

### 【事務局】 (スライド投影により説明)

前方にスライドを用意しています。番号1、申出人は長崎県松浦市志佐町浦免■■■■番地、■■■■氏で土地の所在は志佐町里免字谷口■■■■、畑1112㎡の1筆です。申出の現況地目は原野ということでした。8月20日に現地確認を行いました。番号1は原野化が進みスクリーンの様な状況でした。木も生い茂っており、草刈りしても農地への復旧は困難なため現況原野で非農地判断して差し支えないものと思われまます。以上、ご審議をお願いします。

それでは番号2.3を併せて説明させていただきます。所有者は■■■■氏、所有者の所在は福島町原免■■■■番地、農地の所在につきましては福島町原免字川地■■■■、隣接して同じ字川地■■■■ということで、申出については原野相当とのことでの申出がなされております。地元の太田委員と8月20日に現地に出向きましたが、申出地はいずれもダンジクや雑草が生い茂り長年にわたって放置された状態であることを確認した次第です。申出人の■■■■氏にも確認しましたところ、二筆はいずれも申出人の父親が野菜などを作付けされていたということではありましたが、少なくとも15年以上前に父親が農業を離れてからは現状のような耕作放棄地になつております。当時は上部にある小型の管理機が行き来できる耕作道もあったようですが、現在は耕作道も雨風で流れ確認できなく農機具などを完全に持ち運ぶことが難しい状況であることも確認しております。以上の事から農地への復旧は現実的にも難しいと思われ、仮に農地に復旧できた場合であっても今後継続した営農の可能性は極めて低いいため、現況原野として非農地とすることが妥当ではないかというふうに考えております。以上です。

### 【議長】

今、説明がございましたが、各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

はい、無いようですので、それでは2番3番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。農業委員14番、太田委員お願いいたします。

### 【太田委員】

農業委員14番の太田です。この件につきましても20日の日に■■■■さんと現地に行きまして確認をしたところでございます。先ほどの説明のとおり15年以上耕作もせず、かなり原野化していて

これを再耕するにもメリットは無いものと確信したところです。別にこの件に関しましては問題ありませんので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

#### 【議 長】

ありがとうございました。只今、地元委員さんからのご意見がございました、各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無ければ、議案第40号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものとしたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項となっています。事務局より申し上げます。

#### 【事務局】

協議事項に入る前に1点だけ補足で説明させていただきます。議案第37号におきまして違反転用事案報告についてご審議いただきました。今後の手続きなのですが、今回県の方に追認相当として農業委員会の意見を付して提出をいたします。おそらくその後、県の方で追認手続き相当と判断がなされるのかなと考えております。それを受けまして早ければ9月遅くても10月には農地法第5条の規定に基づく許可申請書を提出いただきまして追認の許可をもらうというような事務の流れになってまいります。以上、補足で説明させていただきます。

#### 【協議及び事務連絡】

- ・先進地視察研修について（11月に県内の棚田オーナー制度、有機栽培等の日帰り研修）
- ・掘り起こし活動実績報告書について（様式の一部変更）
- ・最適化活動について ※活動記録簿提出の徹底（目標：10日／月／人）
- ・全国農業新聞のリコーリース切り替えについて
- ・農業施策等に関する意見の集約について
- ・農業委員会地区別研修会（9／26開催）
- ・タブレット端末ナンバーシールの張替えについて
- ・農業委員会だより編集委員会の開催について（9月26開催）
- ・タブレット研修について（希望者のみ本日総会終了後）

それでは本日の総会を終了いたします。来月の総会は9月26日（金）開始時刻は13:00からとなっております。本日はお疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 1 4 時 4 5 分

